

## 役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ウエル千寿会（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬及び法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の評議員、監事及び理事をいう。

(報酬)

第3条 継続かつ定期的に就業する役員等の報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案、評価し、別表1「役員等報酬表」に定める基準額を評議員会にて決定し、各人に支給する。別途賞与、交通費の支給は行わない。

2 前項に該当しない役員等が理事会、評議員会へ出席したとき、その他法人業務を行うものに対し、源泉徴収額を差し引いた別表2に定める額を支給する。この場合交通費は支給しない。

3 報酬額は、定時評議員会において、法人の業績と当該役員等の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。

4 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第1項及び第2項は適用しない。ただし職員給与に加え役員等兼任手当として次のとおり支給する。

(1) 理事長 月額 70,000円

(2) 常務理事 月額 50,000円

(3) 理事 月額 30,000円

(報酬の支払方法)

第4条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

(1) 第3条1項の役員等については、毎月16日に起算し、翌月15日に締めきり、同月25日（当日が土、日曜日又は祝日の場合はその前日）に源泉所得税額を控除した額を金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

(2) 第3条2項の役員等については、その都度現金にて支払う。

(費用弁償)

第5条 役員が法人業務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

付 則

この規程は、平成 19 年 3 月 10 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 22 年 11 月 9 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 24 年 3 月 22 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 26 年 12 月 23 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 28 年 2 月 12 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 29 年 6 月 14 日から施行する。

別表 1 「役員等報酬表」

号棒	支給基準表 (月額)
1 号棒	1 0 0, 0 0 0 円
2 号棒	1 5 0, 0 0 0 円
3 号棒	2 0 0, 0 0 0 円
4 号棒	2 5 0, 0 0 0 円
5 号棒	3 0 0, 0 0 0 円
6 号棒	3 5 0, 0 0 0 円
7 号棒	4 0 0, 0 0 0 円
8 号棒	4 5 0, 0 0 0 円
9 号棒	5 0 0, 0 0 0 円
1 0 号棒	5 5 0, 0 0 0 円
1 1 号棒	6 0 0, 0 0 0 円
1 2 号棒	6 5 0, 0 0 0 円
1 3 号棒	7 0 0, 0 0 0 円
1 4 号棒	7 5 0, 0 0 0 円
1 5 号棒	8 0 0, 0 0 0 円

別表 2

(1) 評議員

適 用	日額 (※いずれも源泉徴収額を差し引いた額)
評議員会への出席	2 0, 0 0 0 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	1 0, 0 0 0 円

(2) 監事

適用	日額 (※いずれも源泉徴収額を差し引いた額)
理事会への出席	10,000円
監事監査への出席	20,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(3) 理事

適用	日額 (※いずれも源泉徴収額を差し引いた額)
理事会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円